

事故報告について

事故報告について

◇報告のあった件数

- ・令和元年度 58件
- ・令和2年度 59件（令和3年3月19日時点）

◇起きやすい事例

- ・転落・転倒による大腿骨の骨折
ベッド、便座、車イスからの転落や立ち上がり、歩行時の転倒が多く発生しています。
居室内で発生し、利用者本人に認知機能の低下があり、事故の発生状況が詳細に分からない事例が多くあります。
転落・転倒の危険性がある場合、センサーマット等による予防についても検討してください。

◇事故が発生した際の対応について

- ・発生した時間帯にもよりますが、速やかにご家族等へ報告と説明を行ってください。
遅くなったことにより、トラブルに発展した事例もあります。また、受診等、状況が変わった場合も追って連絡を行ってください。
また、市役所長寿介護課へも次ページを参考に速やかな報告をお願いいたします。

◇再発防止対策について

- ・手順や環境の見直し、変更等について、具体的に記入してください。

事故報告書の取り扱いについて

令和3年3月19日付けで厚生労働省より、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」が通知され、報告様式が提示されました。

つきましては、今後は、事故報告にあたっては、介護保険最新情報Vol.943②の様式（「事故報告書（事業者→〇〇市（町村）」））を使用してくださいをお願いします。

◇報告を要する事故

- ・ 下記の事故については、原則として全て報告すること。
 - ① 死亡に至った事故
 - ② 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- ・ その他の報告を要する事故
 - ① 食中毒及び感染症の発生
 - ② 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等
 - ③ その他、報告が必要と認められる事故

◇報告期限

- ・第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出してください。
- ・その後は、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行ってください。
- ・事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告をお願いします。

◇提出先

- ① 被保険者の属する保険者（市町村）
- ② 事業所が所在する保険者（市町村）

◇提出方法（知立市へ提出する場合）

事故報告書を **2枚** 提出。1枚は受付印を押して返却。

- 参考）
- ・令和3年3月19日厚生労働省老健局発 老高発0319第1号
「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（介護保険最新情報 Vol.493）
 - ・平成14年3月18日愛知県健康福祉部長発 13高福第500号
「介護保険サービス事業者における事故報告等発生時の報告の取扱い について（通知）」